

四
国

土地改良調査
・
管理
の
概要



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

農林水産省
中国四国農政局
四国土地改良調査管理事務所

令和5年4月

CONTENTS

目次

四国土地改良調査管理事務所の概要	1
事業推進の流れ	2
事務所における調査・実施地区	3
国営事業地区の概要	4
四国管内の農地整備状況等	6
四国管内主要河川の状況と利水	7



四国土地改良調査管理事務所の概要

(1) 目的

四国4県における土地改良事業の計画的かつ円滑な推進を図るため

- ・ 国営土地改良事業の実施に関する調査計画
- ・ 国営土地改良事業によって造成された施設の管理に必要な調査・調整
- ・ 農業水利施設等に関する情報の収集、管理、分析等を行います。

(2) 沿革

平成元年	徳島県徳島市に「四国土地改良調査管理事務所」を開設して四国4県を対象に調査を開始
平成11年	事務所を徳島市から現在の所在地である香川県綾歌郡飯山町（現丸亀市）に移転
平成20年	愛媛県松山市に「道前道後支所」を開設
平成23年 3月31日	「道前道後支所」を閉鎖
平成23年 4月 1日	香川県坂出市に「坂出分室」を開設
平成26年 4月 1日	愛媛県西条市に「西条分室」を開設
平成26年 8月 1日	愛媛県松山市に「南予用水支所」を開設
平成28年 4月 1日	愛媛県松山市に「松山分室」を開設
平成28年 7月31日	「西条分室」を閉鎖
平成28年 8月 1日	高知県香美市に「南国分室」を開設
令和 2年 7月31日	「南国分室」を閉鎖
令和 5年 3月31日	「松山分室」を閉鎖

(3) 事務分掌

庶務課

- ・ 人事、文書、職員の福利厚生に関する事務
- ・ 経費及び収入の予算、決算及び会計、職員の給与、旅費に関する事務

財産管理課

- ・ 完了地区の権利保全対策、改築・追加工事、他目的使用、道路及び河川占用の更新事務等
- ・ 完了事業所の完成図書等の整備に関する事務

企画課

- ・ 国営土地改良事業の実施に係る調査及び計画の企画、関係機関との連絡調整等
- ・ 農地、農業用水利施設等の地図情報（水土里情報）の収集・整理並びに電子的利用に係る指導・調整
- ・ 国営土地改良事業によって造成された施設の流水の占用に係る指導

保全計画課

- ・ 国営土地改良事業によって造成された施設の保全に必要な調査・計画及び調整
- ・ 保全対策前後における調査及び保全技術の支援
- ・ 機能診断に関する企画、調整
- ・ 防災に関する情報の収集、整理及び分析

調査課

坂出分室

- ・ 農業開発のための地域計画、経営計画の調整、経済効果の測定及び他事業との共同費用の振り分け等
- ・ 国営土地改良事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、土地利用計画及び営農計画の作成等
- ・ 国営土地改良事業の事後評価

保全整備課

- ・ 国営土地改良事業によって造成された施設のうち、緊急に補修が必要な施設の「整備に関する調査」、「整備に関する設計」、「整備の実施」

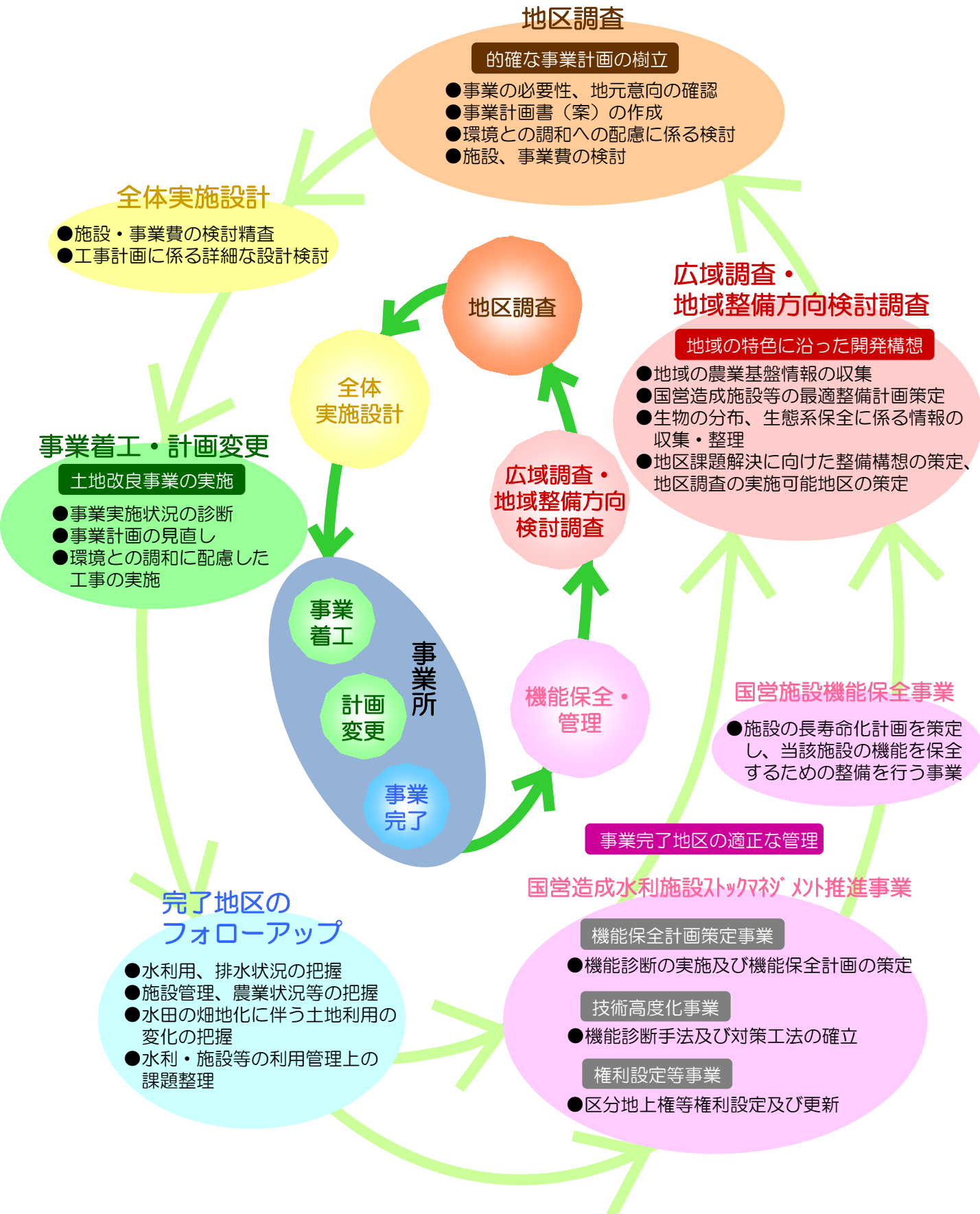
計画課

- ・ 国営土地改良事業の実施に関する水その他の開発資源、水利調整等に必要な調査・計画
- ・ 工事計画及びその技術的可能性の調査並びに全体設計の作成

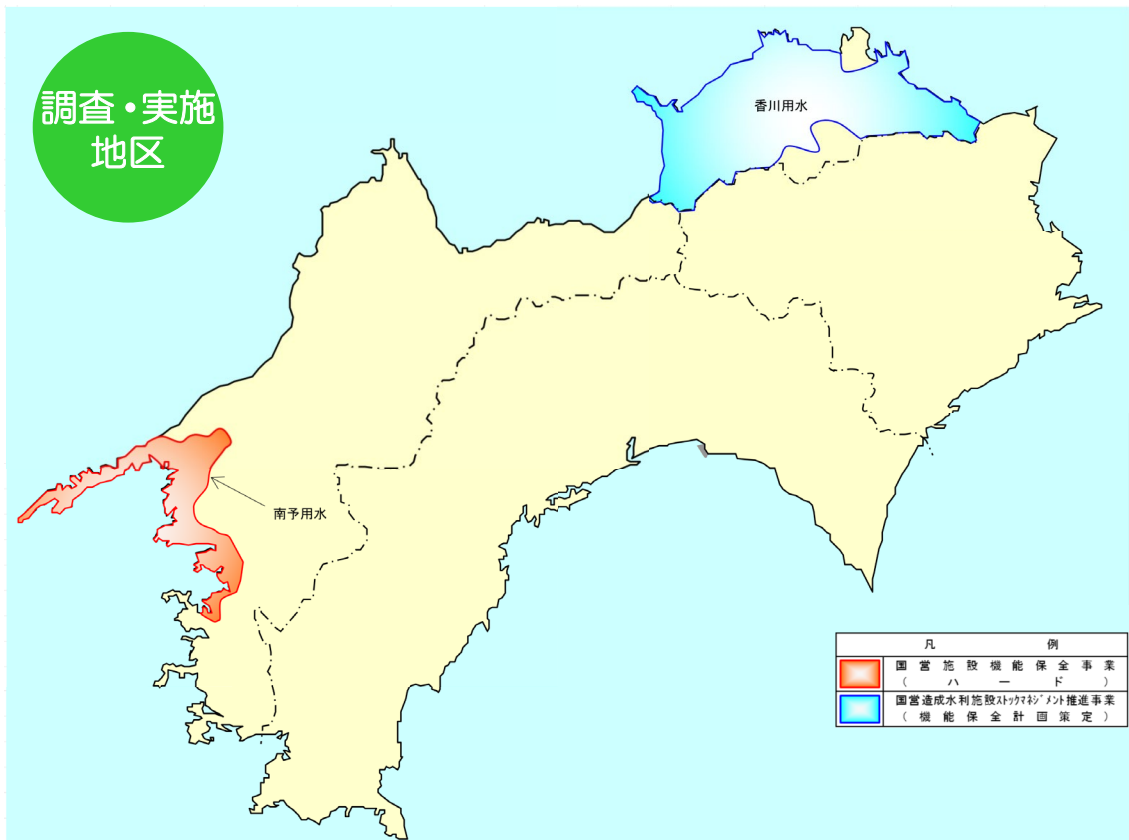
南予用水支所

- ・ 施設の維持管理の軽減及び農業用水の安定的供給を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定のため、国営施設機能保全事業により「南予用水地区」の施設長寿命化対策を実施

事業推進の流れ



事務所における調査・実施地区



1. 広域調査・地域整備方向検討調査

1) 広域基盤整備計画調査

食料生産力の確保のためには、広域的な優良農業地域を維持・存続させていくことが必要で、そのためには、国営土地改良事業等で整備された農業水利施設が機能発揮し続けることが不可欠です。

そこで、これら農業水利施設を計画的かつ機動的に整備更新するための計画（広域基盤整備計画）を策定するために、水利用状況や施設管理状況など様々な調査を行います。

2) 広域農業基盤整備管理調査：四国地域（H12～）

地域の農業基盤に関する情報の収集、管理を行うとともに、国営事業完了地区のフォローアップを実施し、農業振興上の阻害要因の把握、国営事業完了地区の課題把握を行い、これらに対する対策手法を検討します。また、事業が完了して5年以上経過した国営事業地区を対象に事後評価を実施して事業効果を検証します。

3) 地域整備方向検討調査

地区調査の効率的な推進を図るため、地域の課題及び整備構想の概略を検討し、地域の状況を的確に反映した農業基盤整備の方向を検討します。

2. 国営土地改良事業地区調査

広域調査の成果等を活用し、事業の必要性、技術的な可能性、経済的妥当性、地元農家の意向などを調査し、土地改良事業計画（案）を作成します。

3. 全体実施設計

地区調査の成果等を活用し、工事着手に向けて、工事計画に係る詳細な設計検討、施設・事業費などを精査し、土地改良事業計画（案）を作成します。

4. 国営施設機能保全事業（ハード）：南予用水地区（H26～）

国営土地改良事業で造成された基幹的な農業水利施設を対象に、長寿命化計画を策定し、機能保全整備事業を行います。

5. 国営造成水利施設ストックマシムト推進事業（機能保全計画策定事業）：香川用水地区（H30～）

国営土地改良事業で造成された基幹的な農業水利施設を対象に、施設管理者と協力して施設の機能診断を行い、機能保全計画の策定等を実施します。